

目

次

	頁
第 69 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	75
第 70 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	76
第 71 号議案 埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例	77
第 72 号議案 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例.....	78
第 73 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	79
第 74 号議案 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例.....	83
第 75 号議案 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例.....	84

第六十九号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「署名した」を削る。

別記様式中「㊦」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和三年二月二十六日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、職員の服務に関する宣誓書について署名及び押印を要しないこととしたいので、この案を提出するものである。

第七十号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「福祉事務所」の下に「児童相談所」を加え、同条第二項第一号中「九千七百円」の下に「（同項第一号の業務のうち児童相談所に勤務する職員で委員会規則で定めるものが行う業務については、二万円）」を加える。

附則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和二年四月一日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

令和三年二月二十六日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

令和三年一月七日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定したいので、この案を提出するものである。

第七十一号議案

埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例

埼玉県私立学校助成審議会条例（平成二十三年埼玉県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和三年二月二十六日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、埼玉県私立学校助成審議会の議事録について押印を要しないこととしたいので、この案を提出するものである。

第七十二号議案

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例の一部改正）

2 埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（令和二年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十一号から第十四号まで」に改める。

令和三年二月二十六日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務の終了に伴い、本人確認情報を利用することができる事務に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第七十三号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネの次に次のように加える。

ナ 金属3Dプリンタ			一時間 （造形 装置に 係る部 分）	二、 四三〇円
			一時間 （脱脂 装置に 係る部 分）	四八〇円
			一時間 （焼結 装置に 係る部 分）	七〇〇円

別表第一第一号の表第二項中ヌを削り、ルを又とし、ヲからカまでをルからワまでとし、同表第三項力を削り、同表第四項中ヘを削り、トをへとし、チからワまでをトからヲまでとし、同表第五項中イを削り、ロをイとし、ハからレまでをロからタまでとし、ソを削り、ツをレとし、ネからサまでをソからテまでとし、その次に次のように加える。

ア 味覚センサ	一時間	四、三〇〇円
---------	-----	--------

液体クロマトグラフ による分析	一試料 測定	五、五〇〇
液体クロマトグラフ 質量分析装置による分 析	一試料 測定	二〇、三〇〇
イオンクロマトグラ フによる分析	一試料 測定	一四、八〇〇

別表第二第一号の表第一項中

赤外分光光度計による分析	一試料 一測定	四、七八〇
熱分析装置による分析	一試料 一測定	三、八八〇
X線回折装置による分析	一試料 一測定	九、七七〇
アルコールアナライザによる定量分析	一試料 一測定	二、四二〇

円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円

を

ガスク ロマトグ ラフ質量 分析装置 による分 析	試料分析	一試料 一測定	二五、五〇〇円
	質量スペク トル解析	一試料 (三成 成分を増す 分以内)	七、二二〇円
液体クロマトグラフ による分析	一試料 一測定	五、五〇〇円	
液体クロマトグラフ 質量分析装置による分 析	一試料 一測定	二〇、三〇〇円	
イオンクロマトグラ フによる分析	一試料 一測定	一四、八〇〇円	
赤外分光光度計によ る分析	一試料 一測定	四、七八〇円	
熱分析装置による分 析	一試料 一測定	三、八八〇円	
X線回折装置による 分析	一試料 一測定	九、七七〇円	
アルコールアナライ ザによる定量分析	一試料 一測定	二、四二〇円	
味覚セ ンサによ る分析	一試料 一測定	一四、三〇〇円	
苦味、旨味 及び渋味測	一試料 一測定	(一試料を増す ごとに四、三七	

に改め、同表第二項

令和三年二月二十六日提出

埼玉県知事

大野

元

裕

この条例は、公布の日から施行する。

附則

一項目	一試料	性試 一項目	一試料	一項目	一試料
	五、三三〇円		四、六八〇円		七六〇円
					七九〇円

に改める。

中

粒度分布試験	食品材料等の物性試験	防水度試験	収縮率試験	通気性試験
一項目	一試料	一項目	一試料	一項目
一試料	一項目	一試料	一試料	一試料
五、三三〇円	四、六八〇円	七六〇円	七九〇円	七八〇円

を

粒度分布試験	食品材料等の物性試験	防水度試験	収縮率試験
--------	------------	-------	-------

味測定	酸味、塩味、苦味、旨味、渋味及び甘味	一試料	〇円を加える。
	一測定	一九、八〇〇円	〇円を加える。
		(一試料を増すごとに五、一九〇円を加える。)	

提 案 理 由

新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止したいので、この案を提出するものである。

第七十四号議案

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和三年二月二十六日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長したいので、この案を提出するものである。

